

他自治体を参考にした新たな手続の導入について（案）

1. 事後調査に係る手続の充実

事後調査は、環境影響評価手続における予測や環境保全措置の効果の不確実性を補い、事業着手後における事業者の環境保全への配慮状況を明らかにする点で重要であることから、少数の都道府県・政令市のみで導入されている手続も含め、以下の手続を積極的に導入し、手続の充実を図ることとする。

- (1) 事後調査計画書の作成、公表（9 都道府県・11 政令市で導入、法は規定なし）
- (2) 事後調査計画書に対する知事意見の提出（6 県で導入・政令市なし、法は規定なし）
- (3) 事後調査報告書の公表（41 都道府県・18 政令市で導入、法は平成 24 年度から導入）
- (4) 事後調査報告書に対する審査会の意見聴取（33 都道府県・13 政令市で導入、法は規定なし）
- (5) 事後調査報告書に対する住民意見の聴取（6 道県・7 政令市で導入、法は規定なし）

（参考）現行の県条例における事後調査に係る手続

- ・ 事後調査結果、環境保全措置の実施状況の知事への報告
- ・ 知事が事業者に必要な環境保全措置の実施を要請

2. 第 2 種事業（法・条例）判定における技術委員会からの意見聴取

第 2 種事業（法・条例）の判定手続において、より専門的・客観的な知見に立った判断ができるよう、長野県環境影響評価技術委員会からの意見聴取を行うこととする。（13 県・2 政令市で導入）

3. 法対象事業に対する条例手続の適用

- 条例では、法が定めていない独自の手続を規定
- 法は法対象事業への条例規定の適用を認めている（法第 61 条）ことから、条例対象事業より規模の大きい法対象事業に対して、法及び条例の趣旨に反しない範囲で条例手続を適用させることとする。

- (1) 環境影響評価書公告後に行う手続（36 都道府県・13 政令市で導入）
 - ・ 事業着手届の提出
 - ・ 施工状況報告書、事後調査報告書及び事業完了届の提出
- (2) 事業実施状況等の報告及び立入調査等（31 都道府県・11 政令市で導入）
 - ・ 対象事業の実施状況等に係る報告、資料の提出及び調査の実施
 - ・ 手続を行わない場合の勧告及び当該勧告に従わない場合の公表

4. その他

実務上行っている下記の手続について、根拠を明確にするため条例に規定を置くこととする。

- (1) 住民意見に対する事業者見解の公表（11 都道府県・9 政令市で導入）
- (2) 知事（政令市長）意見の公表（8 都道府県・14 政令市で導入）
- (3) 関係市町村長意見の公表（5 都道府県で導入）